

## 文科省の「教員勤務実態調査（高等学校）報告書」について（談話）

2007年5月31日

日本高等学校教職員組合

生活権利部長 藤田 新一

(1) 文科省は、5月24日、「教員勤務実態調査（高等学校）報告書」（以下「報告書」）をホームページに掲載・公表した。

これは、日高教が文科省において公表を強く求め、文科省が公表を約束していたものである。改めて、文科省は、この調査に協力した学校・教職員をはじめ、調査に協力した関係者に対して、各都道府県別データをはじめ全容を明らかにすることを求める。

今回の調査は、1966年の教職員の「超勤実態調査」以来40年ぶりであるが、調査によって明らかになった教職員の勤務実態は極めて深刻である。「報告書」で明らかになった実態を教職員はもとより、父母・地域住民、PTAなどすべての高校教育関係者に知らせ、是正に向けた国民的な討論を呼びかけるものである。

なお、高等学校の調査は、Benesse 教育研究開発センターが研究統括・分析したものであり、小・中学校の調査の分析とは性格を異にしている。文科省が、「プレス発表資料」として、コメントした5点の一つとして「一番忙しいのは教頭」とコメントしていることは、調査に示された実態の本質と全体像を覆い隠すものである。さらに高校の特徴について「小・中学校と同様の傾向」としているが、「報告書」に示された高校教職員の深刻な勤務実態を軽視し、この調査の意義と重要性をないがしろにする姿勢は断じて容認できない。

政府・文科省は、この「報告書」で明らかになった勤務実態から目を背けることなく、現職死亡や病気休職、とりわけ精神疾患の増大の原因である違法・無法な長時間過密労働の改善・是正に向け、緊急に改善すべき具体的施策を提起すべきである。

(2) 次に、「報告書」の概要といくつかの問題点を指摘する。調査には、300校・14,050名の教職員が回答し、その内訳は、男性68.0%、女性27.7%、職種では教諭が77.5%、全日制課程のみ77.7%、定時制課程のみ2.0%、全日制課程と定時制課程の併設20.3%である。

「報告書」は、教諭1日あたりの勤務日の残業時間は、1:44時間<これは、1時間44分の事、以下同じ>（1:43時間・全体平均、以下同じ）持ち帰りを含まない労働時間は10:03（10:00）、持ち帰り時間は0:29（0:26）で合計10:32時間となり、残業時間は約2時間を超えていることを明らかにしている。休日の残業時間は、1:20（1:15）、持ち帰り時間は1:35（1:26）で計2:55、約3時間である。週平均で約17時間に及ぶ残業時間の勤務という深刻な実態を明らかにしている。

勤務日の1:44の残業時間の内訳は、「授業準備」（0:17）よりも「朝の業務」（0:18）の占める割合が高く、「部活動」（0:15）の比重も大きい。休日の残業時間1:20の内訳をみても、「授業準備」（0:04）よりも「部活動」（0:47）「その他の校務」（0:05）の占める割合が高く、その結果、休日の持ち帰り時間1:35の内訳は、「授業準備」（0:25）、「成績処理」（0:24）「部活動」（0:23）であり、家に仕事を持ち帰らざるをことを明らかにしている。

教職員全体の平均残業時間の分布は、2時間をこえる教員が33.1%、3人に1人であり、休日の残業時間の分布でも、約3割の教員が平均を上回り、5時間をこすものが7.4%である。

通勤時間は、90分（5.8%）60分（15.8%）45分（16.6%）であり、これを加えると、長時間の勤務時間であり、命を削りながら働かされている深刻な実態が浮かび上がる。

(3) その結果、「仕事に追われて生活のゆとりがない」は、「とても感じる」が教諭で36.4%、（31.9%・全体平均）、「わりと感じる」が39.3%（37.5%・全体平均）である。

「授業準備をする時間が足りない」は、「とても感じる」が教諭で31.1%、（26.3%・全体平均）、「わりと感じる」が39.9%（35.6%・全体平均）である。

「生活指導が必要な生徒が増えた」は、「とても感じる」が、教諭で42.6%、（40.0%・全体平均）「わりと感じる」33.3%（32.4%・全体平均）である。

「教員が行うべき仕事が多すぎる」は、「とても感じる」が教諭で51.8%、（46.5%・全体平均）、「わりと感じる」が35.8%（35.3%・全体平均）である。

「教員の給料は安い」は、「とても感じる」が教諭で35.6%（31.7%・全体平均）、「わりと感じる」が33.7%（32.0%・全体平均）である。

このように、教職員は、仕事に追われ、生活のゆとりがなく、授業準備をする時間もない勤務を強いられているにもかかわらず、それにふさわしい賃金すら保障されず生活の改善を強く求めている。

(4) 日高教は、この間、正規の教職員の採用を抑制し、臨時教職員の増大が高校教育の抱える重大な社会的問題となっていることを指摘し改善を要求してきた。

「報告書」では、全日制課程の非常勤講師数は、1～5人（41.8%）、6～10人（33.3%）、11～15人（16.7%）、16人以上（3.1%）であり、定時制課程の非常勤講師数は、1～5人（44.8%）、6～10人（28.4%）、11人以上（11.9%）であることを明らかにしている。このように臨時教職員が増大していることは、放置できない重大な問題であり、緊急に改善すべき課題である。

(5) 以上のように「報告書」の概要の一部をみてきたが、「報告書」全体の本格的な分析は今後の課題である。文科省は、「報告書」に示された実態・事実をあらゆる角度から分析・検討し、異常・無法な勤務実態がなぜ、生まれ放置されているのか、教職員組合を含め現場の実態をつぶさに聞き取るなど、長時間勤務の是正・改善に向けた解明に務めるべきである。

日高教は、中央教育審議会ワーキンググループの「今後の教員給与の在り方について（答申案）」について（07/3/5・書記長談話）で、「答申案」の問題点を指摘した。そして、「幅広い観点から審議を行い」「広範な審議をふまえ」たとしているが、高校の「勤務実態調査」の結果すら審議会に提出しておらず、高校現場の実態の検証抜きに審議をすすめ、「答申案」まとめたことは極めて重大な問題であると指摘し、中教審で高校の実態をふまえた審議を行うことを求めてきた。

いま、国会では、教育基本法改悪の具体化として、教育関連3法案の国会審議が山場をむかえている。この法案のなかで、副校長、主幹教諭、指導教諭という新たな職を設置し、教職員を差別・分断し上意下達の学校運営を企図していることは断じて容認できない。その上、骨太方針2007の策定にむけ、さらなる教職員の削減と教職員賃金の改悪策動に強く抗議するものである。

日高教は、教育関連3法案の廃案、教育予算を大幅に増やし、教職員定数の抜本的改善、教職員賃金の改善、「報告書」が明らかにした実態をふまえ、深刻な勤務実態をただちに改善することを強く求めるものである。

以上